

○岡山市動物の愛護及び管理に関する条例

平成13年6月27日

市条例第41号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 動物の適正な飼養（第8条—第10条）
- 第3章 動物共生社会実現基本施策等（第11条—第15条）
- 第4章 動物の引取り、収容等（第16条—第22条）
- 第5章 事故発生時の措置等（第23条—第26条）
- 第6章 雑則（第27条—第30条）
- 第7章 罰則（第31条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における動物と市民の調和のとれた共生社会（以下「動物共生社会」という。）の実現に関し、基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにし、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって動物共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 動物 人が飼養（保管を含む。以下同じ。）する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。
- （2） 市民 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は滞在し、若しくは通過する者をいう。
- （3） 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）をいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) 動物取扱業者 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者及び法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者をいう。

(6) 動物関係者 動物に関する活動, 教育又は調査研究を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(7) 飼養施設 動物を飼養するための工作物をいう。

(基本理念)

第3条 動物共生社会の実現は, 次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 動物が命あるものであり, 虐待し, 遺棄し, 又はみだりに排除してはならないものであるとともに, 動物は市民が健康で文化的な生活を営む上で極めて重要であり, 飼い主にとって家族の一員であるという認識の下に行われること。

(2) 市民の動物に関する考え方, 価値観等が多様であることを理解し, それぞれの考え方, 価値観等の違いに十分に配慮すること。

(3) 動物の生態, 習性, 生理, 疾病等についての正しい知識の普及及び公衆衛生の確保のための方策が必要であることを旨とすること。

(4) 子どもの豊かな情操を育てることに資するよう行われること。

(5) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)と市の一体的な取組が重要であることに鑑み, これらの者の相互の理解と連携の下, 協働して行われること。

(市の責務)

第4条 市は, 前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり, 動物共生社会の実現を図るための施策を策定し, 及び実施する責務を有する。

2 市は, 基本理念にのっとり, 動物共生社会の実現に資する公共空間の創設, 維持, 管理等に努めるものとする。

3 市は, 広報その他の活動を通じ, 動物共生社会の実現の必要性について, 市民等に対して意識の啓発に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、動物を飼養しているかどうかにかかわらず、基本理念を十分に理解し、動物の愛護に努めるとともに、動物の愛護及び管理に関する市の施策その他の動物共生社会の実現を図るための施策に協力し、動物共生社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、飼い主の不明な動物に対して給餌を行うときは、周辺的生活環境に及ぼす影響に配慮し、他人に迷惑をかけないように努めるものとする。

（飼い主等の責務）

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、当該動物の生態、習性、生理、疾病等に関する知識の習得に努め、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、飼養する生活環境等に適した動物であって、終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。以下同じ。）できるものを選ぶよう努めなければならない。この場合において、住宅環境及び家族構成の変化、飼養しようとする動物の寿命等を考慮するものとする。

2 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼養するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

3 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合は、自らの責任において適正に飼養をすることができる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物が繁殖して、これを飼養し、又は飼養することに代えて新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に動物の愛護及び管理に関する市の施策その他の動物共生社会の実現を図るための施策に協力し、動物共生社会の実現に努めなければならない。

2 動物取扱業者及び動物関係者は、動物を他人に譲渡しようとする場合には、譲受人に対して当該動物の生態、習性、生理、疾病等に関する説明を行い、終生飼養を促した上で譲渡するよう努めるものとする。

3 動物取扱業者及び動物関係者は、基本理念にのっとり、自主的な取組を実施するよう

努めるものとする。

- 4 動物取扱業者及び動物関係者は、動物の健康及び安全の保持及び向上に努めるものとする。

第2章 動物の適正な飼養

(飼い主の遵守事項)

第8条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守し、動物を適正に飼養するよう努めなければならない。

- (1) 適正に餌及び水を与えること。
- (2) 適正に飼養することができる飼養施設を設けること。
- (3) 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、マイクロチップ、首輪等の装着その他の必要な措置を講ずること。
- (4) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (5) 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (6) 飼養施設から連れ出すときは、あらかじめ当該施設において排せつするよう促すとともに、ふん等を回収するための用具を携行し、公共の場所でふん等をしたときは、直ちに回収すること。
- (7) 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、周辺的生活環境が損なわれないよう適正な措置を講ずること。
- (8) 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容すること。
- (9) 公共の場所及び他人の土地、建物等を汚損させないこと。
- (10) 自動車等により動物を移動させるに当たっては、当該動物の種類、性質等に応じ、適正に行い、当該動物の健康及び安全の保持並びに当該動物による事故の発生を防止すること。
- (11) 動物が死亡した場合は、その死体を適正に処理すること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第9条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所において、固定した物

に綱若しくは鎖で確実につないでおき、又はさく、おりその他の囲いの中に収容しておくこと。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合

イ 犬を制御できる者が、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所及び方法で訓練する場合

ウ 犬を制御できる者が、綱又は鎖で確実に保持して移動させ、又は運動させる場合

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める場合

(2) 咬癖^{こう}のある場合は、口輪をかける等の措置を講ずること。

(3) 犬を飼養している旨の標識を、外来者の見やすい箇所に掲示しておくこと。

(4) 犬の種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

(5) 必要に応じて、しつけを行うこと。

(猫の飼い主等の遵守事項)

第10条 猫の飼い主は、第8条各号に掲げる事項のほか、その飼養する猫について、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺の生活環境を保全するため、屋内で飼養するよう努めるとともに、人に迷惑をかけないように適正に飼養しなければならない。

2 所有者のいない猫に対し、継続的に又は反復して給餌等を行うものは、当該猫がみだりに繁殖することを防止し、当該猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺地域の生活環境を損なうことのないよう努めるとともに、周辺地域の住民等の理解を得るよう努めなければならない。

第3章 動物共生社会実現基本施策等

(動物共生社会実現基本施策)

第11条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 市民等と協働して行う動物の愛護及び管理に係る取組に関すること。

(2) 動物の愛護及び適正な飼養に関する学習の機会の提供、教育の推進及び動物共生社会の実現に関する意識の啓発に関すること。

(3) 動物共生社会の実現に関する環境の整備に関すること。

(4) 動物共生社会の実現に関する市民等の地域活動への支援に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、動物共生社会の実現に必要と認められる施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、市民等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(災害発生時の措置)

第12条 市及び市民等は、災害が発生した場合には、相互に協力して、動物の保護に努めるものとする。

2 市は、災害時において、動物との同行及び同伴が可能な避難所の設置その他の動物を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 飼い主は、災害が発生した場合における動物の適正な飼養の準備を行い、災害が発生した場合には必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報提供等)

第13条 市は、必要に応じて、動物共生社会の実現に関し情報を提供し、又は相談を受け、若しくは助言するものとする。

(国等との連携等)

第14条 市は、動物共生社会の実現を図るための施策を効果的に実施するため、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と連携を図るよう努めるものとする。

2 市は、動物共生社会の実現のため、必要があると認めるときは、国等に対し、動物共生社会の実現について協力を要請するものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、動物共生社会の実現を図るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 動物の引取り、収容等

(犬又は猫の引取り)

第16条 市は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。

2 市は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合において、当該犬又は猫を引き取ることについて、やむを得ない理由があると認め

るときは、これを引き取るものとする。

- 3 保健所長は、前2項の規定により犬又は猫を引き取るときは、日時、場所その他これを引き取るために必要な指示をすることができる。

(野犬等の収容)

第17条 保健所長は、飼養されていない犬又は第9条第1号の規定に違反してつながれず、若しくは収容されていない犬（以下「野犬等」という。）があると認めるときは、動物愛護管理員及び動物愛護指導員に、これを収容させることができる。

- 2 前項の職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

- 3 何人も、正当な理由がなく、前項の立入りを拒んではならない。

- 4 何人も、野犬等の収容の妨げとなる行為をしてはならない。

- 5 第2項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(負傷した犬、猫等の措置)

第18条 市は、法第36条第2項の規定により疾病にかかり、又は負傷した犬、猫又は規則で定める動物（以下「犬、猫等」という。）を収容したときは、必要に応じて治療その他の措置を講ずるものとする。

(収容の公示等)

第19条 保健所長は、第17条第1項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主が判明しているものにあつては当該飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主が判明していないものにあつてはその種類、収容の日時及び場所その他必要な事項を2日間公示するものとする。

- 2 飼い主は、前項に規定する通知を受けた場合にあつては当該通知が到達した後1日以内に、同項に規定する公示があつた場合にあつては当該公示期間満了後1日以内にその野犬等を引き取らなければならない。

3 保健所長は、飼い主が前項の期間内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主からやむを得ない理由により、同項の期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取る旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 前3項の規定は、第16条第2項の規定により犬又は猫を引き取った場合及び法第36条第2項の規定により犬、猫等を収容した場合について準用する。

(犬又は猫の譲渡)

第20条 市は、第16条第1項若しくは第2項の規定により引き取った犬若しくは猫又は前条第3項の規定により処分することができることとなった野犬等を、その飼養を希望する者で適正に飼養することができると認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、あらかじめ、その旨を保健所長に申し出なければならない。

(野犬等の掃討)

第21条 保健所長は、野犬等がある場合において、その野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、第17条第1項の規定による収容が著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用し、これを掃討することができる。この場合において、保健所長は、当該区域内及びその近隣の住民に対して、薬物を使用して野犬等を掃討する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による掃討の方法及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

3 保健所長は、第1項の規定による掃討の実施について必要があるときは、町内会長に対し協力を求めることができる。

(人畜共通感染症)

第22条 市は、動物の飼養を通じて人に感染するおそれがある人畜共通感染症の調査及び研究を行うとともに、その予防対策の普及啓発について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 事故発生時の措置等

(緊急時の措置)

第23条 法第25条の2の特定動物（以下この条において「特定動物」という。）の飼

い主は、その飼養する特定動物が飼養施設から逸走したときは、直ちにその旨を保健所長及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該特定動物を捕獲する等特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な措置を採らなければならない。

- 2 特定動物の飼い主は、地震、火災その他の災害が発生したときは、特定動物の逸走を防止するための措置その他応急措置を実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

(事故発生時の措置)

第24条 飼い主は、その飼養する動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに負傷者を救助し、新たな事故の発生を防止するため必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該飼い主は、発生した事故及びその後の措置について直ちに保健所長に報告しなければならない。

- 2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、前項の規定によるほか、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させ、診断書を保健所長に提出しなければならない。

(措置命令)

第25条 保健所長は、犬の飼い主が第9条第1号若しくは第2号の規定に違反していると認めるとき、又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、若しくは加えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 犬をつなぎ、又はさく、おりその他の囲いの中に収容すること。

(2) 犬に口輪をかける等の措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置

- 2 保健所長は、犬の飼い主が前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、同項の措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第26条 保健所長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者か

ら必要な報告を求め、又は動物愛護管理員及び動物愛護指導員に、飼養施設の設置場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

第6章 雑則

(動物愛護管理員及び動物愛護指導員)

第27条 前条第1項の規定による立入検査、第17条第1項の規定による野犬等の収容その他動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員及び動物愛護指導員を置く。

- 2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

- 3 前2項に定めるもののほか、動物愛護管理員及び動物愛護指導員に関し必要な事項は、規則で定める。

(手数料等)

第28条 第16条第1項の規定により犬又は猫の引取りを求める者は、1頭又は1匹につき2,000円の範囲内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の手数料を減免することができる。

- 3 第1項の手数料で既に納付したものは、還付しない。

- 4 第16条第2項の規定により引き取られた犬若しくは猫、第17条第1項の規定により収容された野犬等又は法第36条第2項の規定により収容された犬、猫等の返還を受けようとする者は、規則で定めるところにより、飼養に要した費用を負担しなければならない。

(経過措置)

第29条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第31条 第25条第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1号の規定に違反して、犬をつなぐず、又は収容していない者

(2) 第24条第1項又は第26条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第26条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第34条 第25条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第35条 偽りその他不正の行為により第28条第1項の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項の規定 平成13年7月1日

(2) 第33条第1項第3号の規定 平成14年4月1日

(処分等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年岡山県条例第22号）の規定により岡山県知事がした処分、手続その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の相当規定によって保健所長がした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(御津町及び灘崎町の編入に伴う経過措置)

- 4 御津町及び灘崎町の編入の日前に編入前の御津町及び編入前の灘崎町の区域内において岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年岡山県条例第22号）の規定に基づき岡山県知事がした処分、手続その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の相当規定により岡山市保健所長がした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年市条例第78号）

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年市条例第20号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成25年市条例第27号）

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（令和2年市条例第34号）

この条例は、令和2年6月1日から施行する。